

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	1-6
許認可等の種類	消費生活協同組合を解散する場合の認可			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第62条第2項			
許認可等の概要	消費生活協同組合の解散をする場合は、知事の認可を受けなければその効力を生じない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】消費生活協同組合法 第62条</p> <p>(解散の事由) 第六十二条 組合は、次の事由によつて解散する。 一 総会の議決 二 定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の発生 三 目的たる事業の成功の不能 四 組合の合併 五 組合についての破産手続開始の決定 六 第九十五条第三項の規定による解散の命令 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 前項の場合には、共済事業又は貸付事業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	4週間			
期間の制定根拠	【参考】「行政手続法の施行に伴う消費生活協同組合関係事務に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の指針について」(平成6年8月31日社援地第104号)			